

## 瀬戸市ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、瀬戸市（以下「本市」という。）のふるさと納税に係る業務（寄附の受付、寄附者からの問い合わせ対応、寄附情報の管理、返礼品の受発注・配送管理、事業者及び返礼品の新規開拓等）の効率化を図るとともに、本市の取組に共感・応援して下さる寄附者を増やし、本市の魅力発信及び地域産業の活性化、ふるさと納税制度を活用した歳入確保を図るために必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

瀬戸市ふるさと納税支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「瀬戸市ふるさと納税支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※契約締結日（令和7年1月中旬予定）から履行開始（令和7年4月1日）前までは準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

### 3. 見積書及び内訳書の作成

見積書に記載する金額は、下記（1）の寄附があった場合に要する委託料とし、その内訳を下記（3）のとおり記載し、その算出根拠を示すこと。なお、委託料は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

#### (1) 寄附金受入目標額

令和7年度 寄附件数：19,800件、寄附金額：300,000,000円

令和8年度 寄附件数：26,400件、寄附金額：400,000,000円

令和9年度 寄附件数：33,000件、寄附金額：500,000,000円

#### (2) 実績

① 寄附申込件数（R5実績：11,228件）

② 寄附額（R5実績：170,018,000円）

③ 返礼品協力事業者（R6.10.1現在：73事業者）

④ 返礼品登録数（R6.10.1現在：412点）

#### (3) 見積項目

① 基本委託業務

※仕様書6（1）～（6）、（8）～（11）に関わる業務

※寄附金額に対する手数料の割合（％）も記載すること。

（返礼品代金、返礼品配送料、ふるさと納税ポータルサイト利用料及びクレジットカード等決済手数料は含まない。）

※「さとふる」及び「三越伊勢丹ふるさと納税」を経由した寄附金額については、基本委託業務にかかる委託料の算定に含まれない（当該委託料は支払わない）。

② 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務

※仕様書 6（7）に関わる業務

※1件当たりの単価も記載すること。

（3）提案限度額

86,889,600円（消費税及び地方消費税を除く）

<積算内訳>

① 基本委託業務

寄附金額の6％を上限とする。

1,200,000,000円×6％＝72,000,000円（税抜）

② 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務

1件あたり188円を上限とする。

79,200件×188円＝14,889,600円（税抜）

（4）留意事項

① 上記（1）の業務規模を想定し、金額を積算すること。

なお、寄附件数及び寄附金額は見積書作成のための条件として仮定したものであり、変動することを承知すること。

② 返礼品代金及び返礼品配送料は、発送完了後実績に応じて実費額を支払うものとする。

③ 各項目の上限額を超えても全体の上限額を超えなければ、提案することは可能とする。

④ 基本委託業務の委託料は、寄附金額（「さとふる」及び「三越伊勢丹ふるさと納税」を経由した寄附金額を除く。）に対する手数料の割合で合意し委託契約を締結することになる。

⑤ 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務の委託料は、1件当たりの単価で合意し委託契約を締結することになる。

#### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、令和6・7年度あいち電子調達共同

システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に大分類03「役務の提供等」中分類16「その他の業務委託等」が登録されている者であること。

- (3) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

#### 5. 選考スケジュール

手続き	日程
事業者公募公告	令和6年10月22日(火)
質問受付期限	令和6年11月8日(金) 午後5時まで
質問回答期限	令和6年11月13日(水)
参加表明書提出期限	令和6年11月20日(水)
提案書等提出期限	令和6年11月27日(水)
審査会(プレゼンテーション)	令和6年12月16日(月)
審査結果通知	令和6年12月17日(火)以降速やかに
契約締結	令和7年1月中旬を予定

#### 6. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 質問方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、質問書（様式1）により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

##### (2) 受付期限

令和6年11月8日（金）午後5時まで

##### (3) 回答方法及び期限

質問への回答は、令和6年11月13日（水）までに、市ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しない。

なお、質問への回答は、本募集要項及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

(4) 提出先

瀬戸市経営戦略部政策推進課

seisakusuishin@city.seto.lg.jp

7. 参加表明書及び提案書等の提出について

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び下記に示す提案書等を受付期限内に提出すること。受付期限内に提出がなかった場合は、参加の意思がないものとする。

(1) 提出書類及び部数 ※いずれも任意様式とする。

番号	書類名称	部数	提出上の注意
①	提案書表紙	原本1部	会社名を明記し、社印を押印すること。
②	企画提案書	6部	当市の概況・課題を踏まえて提案することとし、その提案を行う理由を併記すること。
③	会社概要	1部	事業者等の経歴、役員構成、組織体制、従業員数、事業概要及び会社の特徴・強みが把握できるもの。
④	事業実施体制	6部	事業の実施体制（事業責任者及び担当者の氏名・実績・資格等）について記載があるもの。
⑤	見積書	原本1部	「3. 見積書及び内訳書の作成」の記載事項を留意し作成すること。

(2) 提出期限

参加表明書：令和6年11月20日（水）午後5時まで

提案書等：令和6年11月27日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達証明ができる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

(4) 提出先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市経営戦略部政策推進課

(5) その他

参加者が1者のみであっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施するものとする。

8. 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

受託者は、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーションによる審査にて選考する。

(2) 選定審査会について

市は、受託者を決定するため、瀬戸市ふるさと納税支援業務委託事業者選定審査会を設置する。

(3) プレゼンテーション

① 実施日時・場所

令和6年12月16日(月) 瀬戸市役所4階大会議室

② プレゼンテーション出席者

3名以内とする。

※本業務の担当者は必ず1名参加すること。

③ プレゼンテーション持ち時間

プレゼンテーション時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度とする。

④ その他

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書等の内容と逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・プレゼンテーションを行う順番は、提案書等の受付順とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は参加者が用意すること。

9. 審査

提出書類及びプレゼンテーションにより、評価基準書(別紙)に基づき審査を行い、評価が最も高い提案者を契約候補者、次に高い提案者を次点者として選定する。最も高い提案者が2事業者以上の場合、委員の協議によって決定する。なお、各委員の評価点数の合計が満点の100分の60未満の場合は、契約候補者として選定しない。

10. 審査結果の通知について

- (1) 審査結果については、電子メールで通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- (3) 選定に係る経過については、一切公表しない。

11. 参加辞退について

参加表明書の提出後、参加辞退を行う場合には、参加辞退届(様式3)を提出するものとする。

12. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の提案書等の修

正差し替えはできない。

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加の取消し、契約決定の取消し等を行うことがある。
- (3) 提出書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができる。
- (4) 提出書類等に必要著作権の手続きは、各プロポーザル参加者にて行うものとする。
- (5) 提出書類等については返却しない。

### 1 3. 結果の公表

選定結果については、市ホームページ上で公表する。

### 1 4. 問い合わせ及び書類提出先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市経営戦略部政策推進課

電話：0561-88-2551（直通）

メール：seisakuishin@city.seto.lg.jp